

# 令和6年8月から

## 介護保険施設を利用したときの居住費の負担限度額が変わります

介護保険負担限度額認定について、制度改正に伴い、対応した施設等を利用した際の、居住費の1日当たりの自己負担限度額が変更されます。

○令和6年7月まで

利用者負担段階		ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
				介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		
第1段階	生活保護等を受給されている方 老齢福祉年金を受給されている方	820円	490円	490円	320円	0円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	820円	490円	490円	420円	370円
第3段階①		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
第3段階②		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円



○令和6年8月から

利用者負担段階		ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
				介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		
第1段階	生活保護等を受給されている方 老齢福祉年金を受給されている方	<b>880円</b>	<b>550円</b>	<b>550円</b>	<b>380円</b>	0円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	<b>880円</b>	<b>550円</b>	<b>550円</b>	<b>480円</b>	<b>430円</b>
第3段階①		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	<b>1,370円</b>	<b>1,370円</b>	<b>1,370円</b>	<b>880円</b>	<b>430円</b>
第3段階②		本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	<b>1,370円</b>	<b>1,370円</b>	<b>1,370円</b>	<b>880円</b>	<b>430円</b>

※ 世帯には世帯分離をしている配偶者を含みます。

※ 第1段階で多床室利用の場合の居住費および食費の負担限度額は変更ありません。